

○肝付町監査委員監査規程

平成17年10月24日監査委員訓令第1号

肝付町監査委員監査規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、監査委員の行う監査（審査、検査及び調査を含む。以下同じ。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(監査の方針)

**第2条** 監査委員は、常に法令及び町行政全般にわたる調査研究に努め、監査に当たっては、町行政の総合的進展を期することを旨とし、特に次に留意して行う。

- (1) よく実情を査察し、真相を把握すること。
- (2) 枝葉末節にこだわらず、常にその根本を質し、総合的見地にたつて町行政の刷新向上を期すること。
- (3) 非違があるときは、これを是正しなければならないが、いたずらに摘発を事とせず、公正明朗な行政運営を期すること。
- (4) 事の緩急を考慮し重点的、計画的にこれを行い、監査の効率を上げることに努めること。

(監査計画)

**第3条** 監査は、監査対象機関等の事務事業の動向、監査所要期間等を勘案して、あらかじめ年度初めに年間監査計画を策定して行うものとする。

(監査の方法)

**第4条** 監査は、別に定める監査基準に基づき行うものとする。

(監査調書等)

**第5条** 監査に当たっては、監査対象機関等に対し、別に定める監査調書を提出させるほか、事務事業等について説明を求め、又は必要により資料等を徴するものとする。

(監査結果の公表等)

**第6条** 監査の結果は、監査終了後速やかに法令に基づく報告及び公表を行うものとする。

2 前項の報告及び公表をすべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 監査実施年月日
- (2) 監査対象機関名
- (3) 監査の種別
- (4) 監査の結果

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(監査結果の事後処理等)

**第7条** 監査の結果、事後処理の必要があるものについては、前条第1項の報告又は公表後において、速やかに処理、てん末を徴するものとし、次期の監査においては、特に意を用いるものとする。

(その他)

**第8条** この訓令に定めるもののほか、監査の執行に関し必要な事項は、監査委員が協議してこれを定める。

#### 附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。